

福山大学における新型コロナウイルス感染防止のための活動指針

2024年4月1日

2023年4月1日から、福山大学における活動指針をレベル1からレベル0に引き下げます。但し、新型コロナウイルス感染症はまだ終息したわけではありません。今後も、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行という感染防止対策にご協力ください。なお、今後の感染状況の変化により、活動内容の見直しや緊急的な感染予防対策を講じる場合があります。それらはZelkovaでお知らせしますので、連絡を受けた場合の適切な行動をお願いいたします。

福山大学危機対策本部

レベル	授業 (講義・演習・実習)	研究活動 (研究指導含む)	事務体制	学内会議	学生・院生の入構	学生・院生の課外活動	学外者の入構
0	感染発生情報に留意し、通常通りの活動とする(「新たな生活様式」を实践する)						
1	○感染防止対策を講じた上で、対面授業を実施する ○感染防止対策が困難な場合は遠隔授業を推奨する	○感染防止対策を講じた上で、研究活動を続行するものとする ○大学院生等は研究室での滞在時間を減らし、自宅で行うことを推奨する ○ゼミ及び学位論文に係る研究指導等は、感染防止対策を徹底し少人数での実施を推奨する	○感染防止対策を講じた上で、通常勤務とする ○必要に応じ時差出勤等を活用する	○感染防止対策を講じた上で、対面会議を実施する ○オンライン会議もしくはメール会議を推奨する	○感染防止対策を講じた上で、学生・院生を入構可とする ○不要な入構、滞留は自粛を要請する	○感染防止対策を講じた上で、活動を許可する ○不要不急の活動の自粛を要請する(感染地域での活動は禁止する)	○感染防止対策を講じた上で、入構を許可する ○不要な入構、滞留は自粛を要請する
2	○遠隔授業を主体とする ○対面授業は感染防止対策の上、資格取得・実習等でやむを得ず行う必要があるものに限定する	○現在進行中の実験・研究を継続するために必要最低限の立ち入りを許可する ○ゼミ等は非対面型で実施する ○学位論文に係る研究指導は原則、非対面型で実施する(研究室において研究指導を行う必要がある場合は、予め学部長もしくは研究科長の許可を得て実施する)	○状況に応じて在宅勤務等を活用する ○必要に応じ時差出勤等を活用する	○可能な限りオンライン会議もしくはメール会議とする	○感染防止対策を講じた上で、授業及び研究活動の対面授業に該当する学生・院生を入構を許可する ○不要な入構、滞留は自粛を要請する	○原則、活動を禁止する ○感染防止対策を講じた上で、一部の活動のみを限定的に許可する	○原則、入構を禁止する ○感染防止対策を講じた上で、事前に部局等の許可を得た場合は、必要最低限の入構を許可する
3	○対面授業を停止する ○遠隔授業のみとする	○現在進行中の実験・研究を継続するために必要最低限の立ち入りを許可する(学生・院生は原則入室禁止)	○在宅勤務等を活用し、出勤人数を制限する ○現在進行中の重要な事務の継続と、事務機能維持のための必要最小限の人員に限った出勤とする	○陪席を含め10人以上の会議は原則、オンライン会議もしくはメール会議とする	○学生・院生を入構を禁止する	○全活動を停止する	○入構を禁止する
4	○対面授業を停止する ○遠隔授業のみとする	○研究室等への立ち入りを禁止する ○研究環境の最低限の維持のために、学部長の許可の下、研究室への一時的な立ち入りを許可する(学生・院生は入室禁止)	○大学施設の維持管理のためのみ、必要最小限の人員の出勤とする	○緊急時を除き、オンライン会議もしくはメール会議のみとする	○学生・院生を入構を禁止する	○全活動を停止する	○入構を禁止する

※ 危機レベルは黄色の塗りつぶしで示します。なお、詳細について別途連絡することがあります。

※ スクールバスの運行、食堂などの生活にかかる施設の運用に関しては、これまで通り別途Zelkovaでお知らせします。

※ レベル3の場合でも、学生・院生・学外者の限定的な入構を許可する場合があります。

※ 感染者となった場合は、「新型コロナウイルス感染症報告フォーム」から回答してください。

※ 「新しい生活様式」の実践例については、厚労省のHPを参照してください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)